

## 中間弁済に関するよくあるお問い合わせ

### 【中間弁済に関する質問】

Q-1	中間弁済とは何か？
A-1	第1回弁済と最終弁済の間で行う弁済です。再生計画においては、中間弁済について、「弁済をするに適切な金銭が再生債務者にあると認めるときは、最終弁済に先だて、中間弁済を行うことが出来る」と定められており、これに従い中間弁済を実施いたします。

Q-2	通知書をまだ受取っていないが、いつ頃届くのか？
A-2	平成26年6月23日より順次発送しております。もうしばらくお待ちください。なお、住所を変更されている再生債権者様は念のため、末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q-3	氏名・会社名・代表者名・住所・送付先等を変更したいが、どのようにしたらいいのか？
A-3	所定の書類提出等の手続きが必要となります。手続きの詳細につきましては、末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q-4	指定した銀行口座を変更したいが、どのようにしたらよいか？
A-4	所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q-5	最終弁済はいつになるのか？
A-5	最終弁済の予定はございますが、弁済の金額及び時期ともに未定となっております。最終弁済を行うことを決定次第、再生債権者様にご通知いたします。

Q-6	最終弁済では、残り全額を払ってくれるのか？
A-6	当社は、債務超過の状態に至り、その財産をもって債務を完済することができないことから、東京地方裁判所に再生手続開始の申立てを行い現在に至っております。このような次第で、債権額全額の弁済は不可能ですのでご了承ください。

### 【その他の質問】

質問	「供託通知書」という書類が届いた。弁済供託とは何か？
回答	弁済供託とは、金銭等の債務を負担している債務者が、民法に規定する一定の理由により、その債務を履行できないときに、債務者が金銭等を供託所に供託することによって、債権者に直接弁済したのと同様の効果を生じさせる手続きのことをいいます。弁済供託の内容及び諸手続きに関して、ご不明な点がございましたら末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

その他ご不明点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

#### \*問い合わせ先\*

日本振興清算株式会社 再生手続推進室  
フリーダイヤル 0120-60-6900

以上